

1. 冒頭発言

今日は特に津波で大きな被災を受けた自治体、それから県との2回目の意見交換会を開催しました。

冒頭あいさつでも申し上げましたが、1年を過ぎて、新しい2年目に入ったということで、今年は復興の姿が見え、復興が進みつつあることが実感できる年にしなくてはならないということをお願いしました。岩手県側では、まだまだ計画づくり、具体化というのはこれからでありますけれども、それでも各自治体の首長、県、復興局と一体となって、計画が実施段階に至っているというようなところもあります。そういう実施段階に至ったところについては、順次とにかく復興住宅等の建設も急いでいただきたいということをお願いしました。そういったものが出てくると、あの地区ではこういうことができているということが励みになって、他の地区も取り組みが加速されるということも期待できるので、そういうことをお願い申し上げました。

今日もさまざまな要望が出てきました。復興交付金については、できるだけ使い勝手がいいものにしてほしいという要望は今日も言われました。私のほうからは、復興交付金は交付金としても一つの目的があるので、目的にかなった使い方が基本になるということをお願いしました。一番大事なことは、一つ一つの要望に対して、復興局、支所の職員と地元の方々のしっかりした意見調整だということも、あわせて申し上げました。

あと今日はソーラー発電や風力発電もぜひとも取り入れたいとの話が洋野町からあり、それに対する支援をお願いしたいという話がありました。それから、よくこれは出される話ですけれども、仮設住宅等については、まだ2年で切れるのではないかと、あるいは借上住宅についても2年で切れるのではないかとというような心配をされているということについては、今日も首長さんから何点か出されました。これについては、復興住宅、あるいは災害住宅等の建設が終わって、住居を移る状況ができない限り、知事の要請でもって、これは延長できるということについて、今日も申し上げたということです。

あと今日は復興局が頑張っているものですから、被災自治体の首長からは、復興局の職員に対してのねぎらいと感謝の言葉をいただきました。復興にかかわって1年半で、そういう感謝をいただいたというのは、初めてでございます。私に対しても感謝いただいたということについて、こちらからも感謝しますということをお願いしました。これで少したりとも緩むことなく、引き続き復興局もしっかり取り組むように、さらに督励したいと思っておりますし、我々のほうも頑張っていきたいと思っております。

2. 質疑応答

（問）第1次の交付金のときに、県分は98%が認められましたが、市町村分は7割に岩手の場合はなっていたと思います。今日の段階ですけれども、何か個別の事業について、

これは認めてもらうことができないのか、そういった要望や何らかの考えを示されたということはありますでしょうか。

(答) 個別の話は出ましたけれども、その地区の状況等々については、また復興局と被災自治体、地域の方々といろいろ話し合いをして、実施できる方向に持っていきましようという方向で話しました。

ただ、それぐらいか、1地区だけ、1件だけだね。出たのは1件だけです。

(問) 岩手でも被災地の土地の価格鑑定、評価鑑定が出始めていますが、今後高台移転とか、そういったことに絡むことですが、それに対する市町村とか、被災者への支援のあり方とか、買い取りの枠組みとか、こういった形で御提示されていくのですか。

(答) 買い取りについては、これは一定の考え方があって、不動産鑑定士に将来の開発等の可能性を見込んだ形で、買入れする場合には価格設定するというので、これは徹底されていると思います。ですから、価格はその結果として決まってくるということです。

それから、高台移転等々について、今日も申し上げたのですが、権利調整が非常に難しい問題でありますけれども、こちらからはしっかり取り組んでいただきたいという話を申し上げました。

あと現実の問題として出てきたのは、埋蔵文化財の問題でして、高台移転をしたときに、試掘をして、埋蔵文化財があるかどうかというのは、これからチェックしていくわけですが、データ等のいろいろな対応ということと、とにかく復興住宅やまたは災害住宅の建設を待っている方がたくさんいますので、できるだけ迅速にやることについては、文化庁にお願いしています。それは引き続きしっかりお願いして、体制の強化を図ってもらえるよう、対応していきたいと思っています。

(問) 冒頭今日ある沿岸の首長さんから要望を受けて、その要望どおりに改善されたというお話をされていたと思うのですが、具体的にどのような要望だったのでしょうか。

(答) 山本宮古市長から聞いていただければありがたいのですが、結局がけ地近接等危険住宅移転事業という高台移転するときの制度について、少し改善をしたということです。

(問) それと、あと冒頭知事のほうからも、特区創設について、被災地の実情を踏まえた特区の創設という要望というか、お話しされていたかと思うのですが、産業再生特区についても、具体的に何か岩手県側から要望というのは、今日はありましたでしょうか。

(答) 今日は特になかったのですが、今申請を受けて、ペンディングのものが1件あって、計画の内容がかなり厚い内容になっているので、できるだけ今調整を急がせていますが、いずれ年度内までにしっかり認可したいと思っています。

(問) 関連ですが、岩手県の産業再生特区について、来週中にもというお話があったのですが、これについてももう少し詳しく教えていただけますか。

(答) これは税制改正、税制要望等中心になっていますから、産業を導入する上での税制の特例を認めるということが主眼になっています。

(問) 来週中にもというのは、認可ということと受け止めていいのでしょうか。

(答) 認可です。認可をやるということで、今作業を急がせています。最終的には、津川政務官のほうに県のほうに伝達があるというふうに思います。

(問) もう1点、住宅の関係で、みなし仮設住宅についても、やはり2年から3年というところは検討されているのですか。

(答) 検討というか、答えは出ています。さっきも申し上げたとおり、まずは少なくとも当面はということになると思いますけれども、移り住む、要するに住宅の建設ができてないというところに、2年が過ぎましたからどうぞというわけには、これは被災者にはそういうことは言えません。まずこちらのほうで、あるいは自治体のほうで、住宅を有して移り住むというのが基本です。今回の場合は高台移転等ということで、ほかの例えば住宅再建とはちょっと違います。冒頭申し上げた土地の調整等の手続きがかなり難しい手続きを経なくてはならないということもあるので、時間がかかると思います。

そういった意味では、まずは2年ですけれども、2年以降も更新は、できますということで、これは小宮山厚労大臣も国会等で何回も答えています。

ただし、建前上は災害救助法上は知事からの申請ということにはなっていますが、そのことも今日あわせて申し上げました。

(以 上)